

寄附金控除のご案内

社会福祉法人京都市上京区社会福祉協議会

(TEL: 075-432-9535)

- 本会への寄附（特定寄附金¹）は、個人の場合は所得控除及び住民税（府民税・市民税）に対する税額控除を受けることが²、法人の場合は法人税法上の損金算入することが可能です。
- 但し、これらの措置を受けるためには、確定申告が必要です
- 確定申告には本会発行の領収書が必要となりますので、お受け取りになられた領収書は相当期間大切に保管してください。
- 確定申告についての詳細は、お近くの税務署にお問い合わせください。

1 個人の場合 * 2, 000円以上の特定寄附金が対象です！

(1) 控除の対象

住所地	控除の対象となる税	～税額控除の根拠～ 所得税法第78条第2項 京都府府税条例第29条の2 京都市市税条例第27条の6第4項
京都市内	所得税・府民税・市民税	
京都市を除く京都府下の市町村	所得税・府民税	
京都府外	所得税	

(2) 控除金額

控除対象	控除金額
所得税	以下の①②のうち、いずれか少ない方の金額 控除される金額 = $\left\{ \begin{array}{l} \text{①その年に支出した特定寄附金の合計額} \\ \text{②その年の総所得金額3等の合計額の40\%} \end{array} \right\} - 2\text{千円}$
住民税	府民税 (寄付金額 - 2,000円) × <u>2%</u> ・府民税 市民税 (寄附金額 - 2,000円) × 8% ・市民税 ※上限あり → その年の総所得金額 ² 等の合計額の30% ※京都市を除く京都府下の市町村が住所地の方は府民税 <u>4%</u>

1 特定寄附金とは、国、地方公共団体、公益社団法人、公益財団法人、独立行政法人、社会福祉法人等に対する寄附金のことです。詳細については、国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp/taxanswer/shotoku/1150.htm>) にてご確認ください。

2 京都市内に住所のある方を想定しています。詳しくは、「1 個人の場合 (1) 税額控除の対象」をご参照ください。

3 次の(1)と(2)の合計額に退職所得金額、山林所得金額を加算した金額(申告分離課税の所得がある場合には、それらの所得金額(特別控除前)の合計額を加算した金額)のことを指します。

(1) 事業所得、不動産所得、利子所得、配当所得、給与所得、総合課税の短期譲渡所得及び雑所得の合計額(これらの金額は、損益の通算後の金額)

(2) 総合課税の長期譲渡所得と一時所得の合計額(これらの金額は、損益の通算後の金額)の2分の1の金額

ただし、純損失や雑損失の繰越控除、特定の居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除又は特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除の適用を受けている場合には、その適用後の金額をいいます。

例 その年中の総所得金額等の合計額が 400 万円の個人が、30 万円を京都市上京区社会福祉協議会に寄附した場合（住所地は京都市内）

⇒ 所得税に対する所得控除 298,000 円

⇒ 住民税に対する税額控除 29,800 円

【内訳】

□ 所得控除 298,000 円

（1）その年に支出した特定寄附金の合計額 → 30万円

（2）その年の総所得金額等の合計額の 40% → $400 \text{万円} \times 40\% = \underline{160 \text{万円}}$

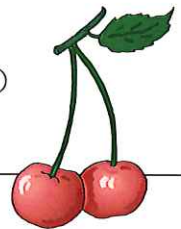
◎ （1）（2）のうち、少ない方の金額は①の 30 万円になるので、 $30 \text{万円} - 2 \text{千円} = \underline{298,000 \text{円}}$ が所得控除の金額になります。

□ 税額（府民税・市民税）控除 29,800 円

（1）その年に支出した特定寄附金の合計額 → 30万円

（2）その年の総所得金額等の合計額の 30% → 120万円

◎ 税額控除の金額は、 $(30 \text{万円} - 2 \text{千円}) \times (\text{府民税} 2\% + \text{市民税} 8\%) = \underline{29,800 \text{円}}$ になります。



2 法人の場合

□ 社会福祉法人等、特定公益増進法人に対して寄附をした法人は、確定申告によって次の(1)と(2)の限度内で法人税法上損金算入が可能です。

□ (1)と(2)の限度額は併用することが可能です。

□ 税法上損金算入される場合は、会計経理において、必ず損金経理を実施してください。

(1) 一般損金算入限度額（法人税法第 37 条第 2 項）

一般損金算入限度額は、社会福祉事業を含め、あらゆる寄附について損金算入が認められている限度額です。

【限度額の計算方法】

$(\text{資本金等の額} \times \text{事業年度の月数} / 12 \times 2.5 / 1,000$

$+ \text{当該事業年度の所得金額} \times 2.5 / 100) \times 1 / 4$

(2) 社会福祉法人等に対する寄附金の特別損金算入限度額（法人税法 37 条第 4 項）

確定申告書に、法人税法第 37 条第 4 項の規定による損金算入を行った旨を記載した法人税申告書別表 14 (2) の「寄附金の損金算入に関する明細書」を添付してください。なお、「寄附金の損金算入に関する明細書」の用紙は税務署にあります。

【限度額の計算方法】

$(\text{資本金等の額} \times 3.75 / 1,000 \times \text{事業年度の月数} / 12$

$+ \text{当該事業年度の所得金額} \times 6.25 / 100) \times 1 / 2$